

# 宮崎県議会情報公開条例

平成14年 3月27日 条例第27号  
改正 平成16年 3月26日 条例第32号  
改正 平成18年 3月29日 条例第39号  
改正 平成19年 7月 4日 条例第46号  
改正 平成27年 3月20日 条例第31号  
改正 平成28年 3月23日 条例第33号  
改正 平成29年12月14日 条例第43号  
改正 令和 4年12月14日 条例第47号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第17条）

第3章 審査請求等

第1節 審査請求に関する手続（第17条の2—第19条）

第2節 宮崎県議会公文書開示審査会（第20条—第23条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第24条・第25条）

第5章 雑則（第26条—第29条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、宮崎県議会（以下「議会」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた議会の一層の推進に資することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において「公文書」とは、宮崎県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 県立図書館その他一般に利用できる施設で閲覧等に供されているもの
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### （解釈及び運用）

**第3条** 議会は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、議会は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

**第4条** この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

**第2章** 公文書の開示

(開示請求権)

**第5条** 何人も、この条例の定めるところにより、宮崎県議会議長（以下「議長」という。）に対して、議会の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(開示請求の手続)

**第6条** 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

**第7条** 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第2条第1項に規定する公社（以下この章において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

エ 当該個人が議会が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務事業に係る相手方である場合において、当該情報が県の支出に係る情報であるときは、当該情報（公務員等職務遂行情報を除く。）のうち、当該個人の職及び氏名並びに当該支出の内容に係る部分（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（次号において「法人等情報」という。）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該法人等又は当該個人が県との契約の相手方である場合において、当該情報が県の支出に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該法人等又は当該個人の名称又は氏名、事務所等の所在地又は住所及び当該支出の内容並びに法人等にあつては、その代表者の氏名に係る部分

(4) 議会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、前号ア又はイに掲げる情報を除く。

(5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(6) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるものに該当するもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの

カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

(8) 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

#### (部分開示)

**第8条** 議長は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (公益上の理由による裁量的開示)

**第8条の2** 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### (公文書の存否に関する情報)

**第9条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### (開示請求に対する措置)

**第10条** 議長は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった日に当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をし、かつ、同日に当該公文書の開示を実施するときは、口頭により通知することができる。

2 議長は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### (開示決定等の期限)

**第11条** 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者

に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (開示決定等の期限の特例)

**第12条** 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### (事案の移送)

**第13条** 議長は、開示請求に係る公文書が宮崎県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(次項及び第3項において「実施機関」という。)により作成されたものであるときその他同項に規定する実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該実施機関と協議の上、当該実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、移送を受けた実施機関に対し、宮崎県情報公開条例第5条の規定による公文書の開示の請求があったものとみなす。
- 3 第1項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた実施機関が開示の実施をするときは、議長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

#### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第14条** 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第18条第3項第3号及び第19条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ア若しくはイに掲げる情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の2の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第18条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### (開示の実施)

**第15条** 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

### (法令等による開示の実施との調整)

**第16条** 議長は、法令等又は規則その他の規程の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等又は規則その他の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

### (公文書の検索資料の作成)

**第17条** 議長は、公文書の開示の用に供するため、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

## 第3章 審査請求等

### 第1節 審査請求に関する手続

### (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第17条の2** 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

### (審査請求があつた場合の手続)

**第18条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を聴いて、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による意見の聴取は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

(1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し

(2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあつては、当該反論書の写し

(3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあつては、当該意見書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 議長は、第1項の規定により意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 議長は、第1項の裁決を行うに当たっては、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を尊重するものとする。

#### （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

- 第19条** 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### 第2節 宮崎県議会公文書開示審査会

#### （設置等）

- 第20条** 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うため、宮崎県議会公文書開示審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前項の規定による調査のほか、議長の求めに応じ、この条例の実施に関し意見を述べることができる。

#### （組織等）

- 第21条** 審査会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、議会の議員のうちから議長が指名する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ審査請求について調査を行うときは、情報公開制度について学識経験を有する者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 6 委員及び学識経験者は、調査を行う上で知ることができた秘密を漏らしてはならない。委員にあってはその職を退いた後、学識経験者にあっては任を解かれた後も同様とする。

#### （審査会の調査権限）

- 第22条** 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は議長その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

#### (意見の陳述)

**第22条の2** 審査会は、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### (意見書等の提出)

**第22条の3** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### (委員による調査手続)

**第22条の4** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

#### (提出資料の写しの送付等)

**第22条の5** 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第22条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その開覧に応ずるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧に応じようとするときは、当該送付又は開覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による開覧について、日時及び場所を指定することができる。

#### (調査手続の非公開)

**第22条の6** 審査会の行う第20条第1項の調査の手続は、公開しない。

#### (意見書の送付等)

**第22条の7** 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ議長に意見を述べたときは、意見書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに意見の内容を公表するものとする。

#### (委任)

**第23条** この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

**第24条** 議会は、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、県民が議会に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

**第25条** 議会は、効果的な情報提供を実施するため、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供の施策の充実に努めるものとする。

**第5章 雑則**

(費用負担)

**第26条** 開示請求をして、公文書の写しの交付(第15条本文の議長が定める方法を含む。)を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示等の状況の公表)

**第27条** 議長は、毎年1回、公文書の開示等の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

**第28条** 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例は適用しない。

(委任)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書(支出負担行為その他債務を負担する行為(以下「支出負担行為等」という。)に関連する行為に係る公文書にあっては、平成15年度以降の支出負担行為等について作成し、又は取得したものに係る公文書)について適用する。

(宮崎県情報公開条例の一部改正)

3 宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、開示請求に係る公文書が宮崎県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他宮崎県議会議長(以下この項において「議長」という。)において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第5条第1項の規定による公文書の開示の請求があったものとみなす。

**附 則**（平成16年 3 月26日 条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の宮崎県議会情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、改正後の宮崎県議会情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例第5条第2項の規定により現にされている開示の申出のうち、議長がその申出に応じていないものについては、改正後の条例第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

（宮崎県情報公開条例の一部改正）

- 4 宮崎県情報公開条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成18年 3 月29日 条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、改正前の宮崎県議会情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定により現にされている開示の請求のうち、改正前の条例第10条第1項又は第2項の決定のされていないものについては、改正後の宮崎県議会情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定による開示の請求とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

**附 則**（平成19年 7 月 4 日 条例第46号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月20日 条例第31号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月23日 条例第33号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年12月14日 条例第43号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 年12月14日 条例第47号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第5条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。